

高知地方裁判所委員会（第3回）議事概要

1 日時

平成17年1月20日（木）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

高知地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）坂本千代，真田順子，新階日出夫，仲田章，永渕健一，三谷英子，南正，明神千代，渡邊安一（五十音順，敬称略，外字訂正）

（事務担当者）河上事務局長，成岡地裁総務課課長補佐

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

■ 高知地方裁判所長あいさつ

■ 委員の異動について

ア 平成16年9月20日付け退任 馬渕 勉

イ 平成17年1月1日付け就任 渡邊 安一

ウ 平成16年9月30日付け退任 小西 敏美

エ 平成17年1月1日付け就任 仲田 章

■ 新委員等紹介

■ 委員会の運営等に関する事項の協議

○ 渡邊委員を推薦する。

○ 異議なし。

渡邊委員が委員長に選任された。

■ 委員長あいさつ

■ 議題等の討議

（テーマ「裁判員制度の情報発信及び広報の在り方について」）

ア 裁判員制度の概要について，裁判員模擬裁判ビデオを上映するとともに，

永渕委員が説明した。

イ 平成16年度裁判員制度広報活動について、成岡地裁総務課課長補佐が報告した。

ウ 意見交換

■ ただいまの説明及び報告に関して、御意見や御感想等があれば伺いたい。

○ 新庁舎になったが、法廷等が裁判員制度に対応した設計になっていないので、今後どうなるのか聞きたい。

● 裁判員制度が始まるころには、改修されていると思うが、どのような形になるのかは、今後検討が必要となる。

○ 連日開廷となると、裁判員は、自宅から通うのか。あるいは外部からの情報を制限するため、どこか場所を構えて宿泊させるのか。場所を構えるとする、庁舎の一角になるのか。イメージを教えて欲しい。

○ 今後の検討課題である。高知は広いので、毎日通うのが現実的かどうか考えなければならない。

○ 自分が裁判員に選ばれたら気が重いだらうなと思う。評議、評決で意見が合わなければ、多数決と聞いたが、どういう意味か。

○ どうしても意見が一致しない場合は、最終的には多数決になるが、評決の採り方が、職業裁判官、裁判員どちらか1人は賛成することが必要となる。どちらか一方のグループだけの意見で決めるのではなく、必ず他のグループの最低1人は賛成する意見で決めるという形に法律上はなっている。

ただ、実際は、そういうことはあり得ないと思う。議論を重ねれば意見は一致すると思うし、あくまで全員一致を目指していくことになると思う。

○ 守秘義務について、いつまでという期間はないということか。

○ そういうことになる。

○ 報道の立場として、例えば、冤罪事件について取材したい、何がどうし

てどうなったかを知りたい場合があるが、この制度が始まると、取材できなくなるということか。

■ 誰がどういう意見を出したかということがわからないように保証することが、自由闊達な意見を出せることにつながると思う。

○ 取材の過程で、誰がどう言ったかわかるケースはあると思う。それを報道に出すかどうかは別として、取材する側として、その点はどうか。制度が始まって、一番負担になるのは、守秘義務だと思う。

中央で、この点について、民放連や新聞協会から意見はなかったのか。

○ 司法制度改革委員会とか刑事手続検討会などで議論はあったはずだ。

○ 裁判員制度が導入されると、公判審理の在り方について、従来の手続とはどのように違ってくるのか。

○ 公判審理の在り方自体は本質的には変わらないが、よりわかりやすく工夫されていくと思われる。

○ 口で説明されるより、ビデオにあったようにマネキンとかスライドを利用して、視覚に訴えていく方法がわかりやすい。

○ 検察の立場として、わかりやすい公判、冒頭陳述の言葉も話し言葉、誰にでもわかる言葉で文章を短く切って話す。また、わかりやすい証拠というように、短くわかりやすく平易な構成を訓練する準備に入っている。

■ これまで裁判手続とはかかわりを持たなかった方が、裁判員として登場してくるわけなので、円滑な裁判ができなければ、裁判員制度そのものが機能しないということになってしまう。

■ 続いて、裁判員制度の情報発信と広報活動の在り方について、意見交換をお願いしたい。

広報については、全国的なレベルでの話であるが、それぞれの地域に合わせた広報活動も必要である。高知でも去年は初めての試みをいくつか行

ったが、より効果的であるには、どういう情報発信を進めていくべきか御意見を伺いたい。

- 昨年の高知の活動は、裁判所の準備したところへ自ら出かけていく積極性が求められるものであったが、高知新聞等の地域の人々が多く読んでいるものに、何回かに分けて特集をしてもらおうとか、短い時間でも繰り返し放送してもらおうとかすれば、こういうことが始まるんだ、自分も当事者なんだということが伝わりやすいのではないか。
- 裁判員制度のちらしが自宅にあった。新聞にはさんであったものかと思うが、繰り返し行うことが必要である。
- 一般家庭で、裁判員制度について話題になることがあるか伺いたい。
認知度はどの程度か。
- 家庭では話題はない。職業上話が出るが、切迫した感がないので、後回しになっている。しかし、必ず取り上げなければならない時期が来ると思っている。報道しなければ、県民が不利益をこうむることになる。
広報で、局内での評判が良いのは、見学会（裁判教室）である。裁判所の取材は、無機質になってしまい感情がないが、高校生などが入ると、表情が出てよいと思う。こういう地道な活動を続けることになるかと思う。
- 裁判教室は評判が良かったが、いつまでも続けていると、飽きてしまって、報道に取り上げてもらえなくなるのではないか。
- 専門学校はどこも同じだと思うが、裁判員制度について議論になることはない。裁判員制度という言葉だけでも積極的にPRしていくことが大事だと思う。学校にはポスターは配っていないのか。
- 高校、大学、図書館に配っている。
- 高知の場合、こういう団体に働き掛ればよいという対象はないか。
- 裁判所が熱心に頼めば、だいたい応じてくれるのではないか。
- 大きな団体でなく、小さな組織、例えば町内の回覧等だと、見るのでは

ないか。文字でなく、イラストの方がよい。

- 回覧板を回すというのは、草の根的な広報活動と理解した。
- 当初のポスターは「はじまります。」という文言なので、いつまでもは使えない。今後、文言についても検討されていくと思われるので、それを踏まえて広報していくつもりである。
- 2年前、弁護士会主催で、5箇所で開催員に関するビデオの上映会をしたが、見に来る人は少なかった。地道にやらなければならないが、いずれ日が迫ってくれば、マスコミの報道も高まってくるだろうと思っている。
- マスコミとしては、日が決まっていなと取り上げにくい。まだ5年もあると思ってしまう。
- 出張講義について、申し出のある学校は、いつも同じなのではないか。教育委員会に働き掛けて、まず教員を対象にする機会を作ればどうか。これからずっと続いていく制度だから、社会科の先生などに聞いてもらって、授業に取り入れてもらえないか。
- 教育委員会には、説明に行っているのか。
- 各市町村に説明に行った際、教育委員会にも説明した。5年後の制度が始まる時には、現在の中学生、高校生も対象となるので、授業の一環に取り入れてもらいたいとお願いしたが、カリキュラムに関することは、勝手に変えることができないとのことで、期待する返事は得られなかった。
- 教育委員会に関係している立場であるが、夏に教師の研究会が50～60計画される。その中の1つとして、裁判員制度について講義をする準備があると教育委員会に言えば、喜んで計画してくれると思う。
- 議題（テーマ）等の設定
- 次回テーマについては、今回に引き続き裁判員制度について意見交換をしていただきたいと思うが、いかがか。

○ 異議なし。

■ 家庭裁判所にも、家庭裁判所委員会があり、裁判所の運営等に関し、御意見を伺っているが、今回は合同で、裁判員制度について意見交換していただくというのはいかがか。

○ 異議なし。

5 次回期日等

■ 期日

平成17年6月13日（月）午後3時

高知家庭裁判所委員会との合同開催

■ 場所

高知地方裁判所大会議室

高知地方裁判所委員会庶務

〒780-8558 高知市丸ノ内1-3-5

電話 088-822-0340 内線 605